

入札説明書

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務

令和 8 年 9 月
若草山焼き行事实行委員会

入札説明書

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、2の(4)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和8年9月4日(金)

2 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務

(2) 業務の概要

若草山焼き 2027 における有料観覧券(山麓エリア、奈良公園バスターミナル屋上プレミアム体験付き、車いす席等)の販売システム運用・発券管理・案内 Web ページ構築・電話予約受付を含む問い合わせ窓口運営・販売データ管理・実績精算

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

(4) 発注者

若草山焼き行事実行委員会事務局

電話：0742-27-8677

電子メール：wakakusa@yamayaki.net

(5) その他詳細については、仕様書によります。

3 入札方法および入札金額の算定基準

(1) 入札金額(入札書記載金額)の算定方法

入札書に記載する金額(入札比較価格)は、仕様書に定めるすべての業務を履行するための「① 固定業務委託料」に、以下の基準に基づき算定した「② チケット販売システム手数料」を加算した総額(税抜額)とします。入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には当該税抜総額を記載してください。

(2) チケット販売システム手数料の統一積算基準

チケット販売システム手数料の算出にあたっては、仕様書別紙に定める以下の基準販売額(上限満額時：計12,570,000円・税込)に、入札者自ら提案する「販売手数料率(一律%)」を乗じて積算してください。

- 山麓有料エリア(早割)：早割単価 2,000 円(税込) × 2,500 枚 = 5,000,000 円(税込)
- 山麓有料エリア(前売)：前売単価 2,500 円(税込) × 2,000 枚 = 5,000,000 円(税込)
- BT 屋上プレミアム体験付き：単価 10,000 円(税込) × 上限 245 枚 = 2,450,000 円(税込)
- BT 屋上 プレミアム車いす枠：単価 10,000 円(税込) × 上限 8 枚 = 80,000 円(税込)
- BT 屋上車いす限定エリア：単価 2,000 円(税込) × 上限 20 枚 = 40,000 円(税込)

【見積積算基準 券面売上総額】：12,570,000 円(税込)

（３）販売手数料率の設定条件

券種、席種、販売時期、販売単価に関わらず、すべての対象チケットに対して同一の料率を適用してください（特定券種のみ個別の料率を設定することは認めません）。なお、販売手数料率は「8.0%以上」としてください。

（４）落札価格および契約金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（税抜総額）をもって決定するものとし、落札価格は、当該入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。なお、当初の契約金額については、当該落札価格を上限（契約上限枠）として委託契約を締結するものとします。

（５）入札書の内訳記入および契約料率

入札者は、様式第４号（入札書）所定の内訳欄に「固定業務委託料」および「提案販売手数料率（％）」を明記して入札してください。落札者が入札書に記載した手数料率は、契約上の確定料率として実績精算に適用します。

（６）業務完了時の実績精算ルール

実際の委託料支払額は、仕様書第７（５）に基づき、各券種の実売実績（販売枚数および適用券面単価）に契約販売手数料率を乗じた金額にて精算し、未販売（売れ残り）となったチケットに対する手数料の支払いは行いません。

４ 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （２） 本件業務の参加表明書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても、奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者で、「Q5（広告・イベント業務）」に登録のある者。
- （３） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- （４） １件あたりの請負金額が税込 240 万円以上（複数契約の合算不可）のチケット販売を伴う業務を、国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から当該公告日の過去 5 年間に受託し、履行した実績を 1 件以上有すること。

５ 入札日程

（１） 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
入札説明書及び委託業務仕様書の交付	令和 8 年 10 月 1 日（木）まで	若草山焼き行事実行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載又は上記事務局で交付
仕様書に関する質問受付 ※様式第 1 号「質問票」	令和 8 年 9 月 15 日（火） 17 時まで	若草山焼き行事実行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 電話：0742-27-8677 電子メール：wakakusa@yamayaki.net ※電子メールにて受付。

		※電話にて送付した旨を連絡すること。
質問に対する回答	令和 8 年 9 月 18 日（金） 予定	奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載
一般競争入札参加表明書等※の提出 ※様式第 2 号「一般競争入札参加表明書」、様式第 3－1 号「契約履行実績報告書」（報告書に記載された <u>契約の契約書の写し又は受注者による契約証明書を添付すること。</u> ）、様式第 3－2 号「参加資格証明書」	令和 8 年 9 月 24 日（木） 17 時まで	若草山焼き行事実行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良公園室内 TEL：0742-27-8677 ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
競争入札参加資格の確認結果通知書の発送	令和 8 年 9 月 28 日（月） 予定	※電子メールによる。
郵便による入札の場合の入札書の提出期限	令和 8 年 9 月 30 日（水） 17 時まで	若草山焼き行事実行委員会事務局 （奈良県観光局奈良公園室内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 ※ <u>書留郵便に限り</u> ます。
入開札※の日時及び場所 ※様式第 4 号「入札書」（代理人による入札の場合） ※様式第 5 号「委任状」	令和 8 年 10 月 1 日（木） 10 時 00 分から	奈良県庁 本庁舎 4 階会議室 麒麟 〒630-8501 奈良市登大路町 30

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する土・日・祝日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

（2）入札回数及び再度入札

入札回数は 2 回を限度とします。1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2 回目）を行う場合があります。

（3）郵便による入札

（ア）入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、**書留郵便**とし、封筒の表面に『若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和 8 年 9 月 30 日（水）17 時までに、第 1 の 5 に示す場所に到着するようにしてください。発送後、2 の（4）に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2 回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1 回目）入札に係る入札書と再度（2 回目）入札に係る入札書の郵便での差し出しを認めるものとします。

（イ）初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（再度入札辞退を含みます。）を別々に封緘し、封書の表面に『若草山焼き 2027 有料観覧券販売管理業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」と朱書して、令和 8 年 9 月 30 日（水）17 時までに、2 の（4）に示す場所に到着するようにしてください。

（ウ）封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が 1 通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした 2 以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用

となった場合は返送します。

- (エ) 郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

6 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式第5号）を入札と同時に提出してください。代理人による入札の場合は、入札書に代理人の記名・押印（委任状に使用した印鑑と同じもの）が必要です。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 仕様書別紙に定める提案販売手数料率の下限（8.0%以上）を満たさない積算・記載による入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。入札立会人となる入札者若しくはその代理人以外の者は入室できません。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を提出してください。
- (3) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用についてはすべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。